

## 第 21 回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 平成 31 年 3 月 25 日 (月)
- 2 開閉時間 午後 4 時開会 午後 5 時閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3 階会議室
- 4 出席委員 10 人  
1 番 小原孝志 2 番 4 番 佐藤美頭雄 5 番 佐々木辰善  
6 番 寺崎秀子 7 番 相澤峰基 9 番 小川一也 11 番 斉藤哲子  
12 番 北村浩光 13 番 舟根 禎 14 番 吉本 憲
- 5 欠席委員 3 番 鈴木英博、8 番 森脇 豊仁、10 番 山崎禎彦
- 6 会議出席 西村事務局長兼係長、石塚主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 4 番 佐藤美頭雄、5 番 佐々木辰善
- 9 議事内容  
報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
報告第 2 号 農業経営改善計画認定申請に係る意見について  
報告第 3 号 農業経営改善計画の認定通知について  
議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について  
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 3 号 農用地利用集積計画の要請について  
議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第 5 号 下限面積 (別段の面積) の設定について  
議案第 6 号 鷹栖町農業青年婚活交流会参加費用助成金交付規則 (案) の制定について  
議案第 7 号 鷹栖町農業委員会会長専決規程の一部を改正する規程 (案) について

## 10 議事録本紙

- 議長 これから、第 21 回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。  
会議の成立ですが、現在の出席委員数は 10 名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第 9 条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。  
諸般の報告です。  
(会長行動等を朗読で報告)
- 議長 日程第 1、本日の議事録署名委員の指定を行います。  
本会議の議事録署名委員は、4 番委員、5 番委員にお願いします。
- 議長 続きまして、日程第 2 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」から日程第 4 報告第 3 号「農業経営改善計画の認定通知について」までが報告事項ですので、事務局から一括説明願います。
- 主事 それでは、議案 2 頁をご覧ください。  
報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」でございます。  
相続による農地取得の届出がありましたので報告します。  
議案 3 頁から 6 頁までをご覧ください。  
番号が 19 番から 21 番までの 3 件でございます。  
土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、被相続人、相続人の住所及び氏名、権利を取得した日、届出のあった日につきましては、議案に記載のとおりでございます。  
位置図は 7 頁から 13 頁までに載せてありますので、ご確認願います。  
  
続きまして、議案 14 頁をご覧ください。  
報告第 2 号「農業経営改善計画認定申請に係る意見について」でございます。  
農業経営基盤強化促進法施行規則第 14 条第 1 項及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱第 5 の 4 の (5) ①に規定する農業経営改善計画認定申請に係る意見について、専決処分したので報告します。  
議案 15 頁、16 頁をご覧ください。  
番号が 28 番から 32 番までの 5 件の申請がありました。  
  
続きまして、議案 18 頁をご覧ください。  
報告第 3 号「農業経営改善計画の認定通知について」でございます。  
農業経営基盤強化促進法第 12 条第 4 項の規定による通知がありましたので、報告します。  
議案は 19 頁から 21 頁までをご覧ください。  
先ほど、報告第 2 号で意見した更新による 5 件について、通知があり、受理しています。  
認定農業者名、認定番号、認定日、認定有効期限につきましては通知の

記載のとおりでございます。

報告について以上です。

議長  
委員  
議長  
議長

報告事項ですが、質問等があればお答えします。

無しの声

無ければ、次の日程に入ります。

続きまして、日程第5議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案22頁をご覧ください。

議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」でございます。

合意解約通知の受理に伴い、合意解約による賃貸借の解約成立の確認について、審議を求めるものでございます。

議案は23頁から26頁までをご覧ください。

番号が66番から75番までの10件の通知を受理しました。

合意解約の理由については、各番号の各備考欄に記載されているとおりです。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、引渡し時期は議案に記載のとおりです。

通知のあった合意解約の引渡し期限が6か月以内であるかの確認については、今回の10件について、合意解約成立日と同日で引渡しとなっているので、要件が合致していると確認しています。

説明は以上です。

議長

はい、議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員  
議長

無しの声

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員  
議長

全員挙手

はい、それでは議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は、認めると決定しました。

議長

それでは、日程第6議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案28頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

農地法第3条の規定に基づき、農地等の賃貸借に係る許可の可否につい

て審議を求めます。

議案は 29 頁、30 頁で、番号が 15 番の 1 件の許可申請です。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、譲渡人、譲受人の住所、氏名、経営地、契約の種類、住宅からの距離、売買価格又は賃貸料につきましては、議案に記載のとおりです。

位置図は 31 頁に載せてありますのでご確認ください。

15 番については、前回の定例会で合意解約があった農地で、今回、借主の経営規模拡大による賃貸借です。

賃貸借する農地には、そばを栽培する計画になっています。

15 番の農地法第 3 条の許可要件については、議案 32 頁の調査書のとおりで、調査の結果としては要件を満たしているとの判断をしました。

説明は以上です。

議長 はい、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第 7 議案第 3 号「農用地利用集積計画の要請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案 34 頁をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により農用地利用集積計画を定めることについて審議を求めるものでございます。

議案は 35 頁から 38 頁までになりますのでご覧ください。

番号が 24 番から 30 番までの 7 件でございます。

売買による集積で、所有権を移転する農用地の地番、現況地目、面積、所有権を移転する者並びに所有権の移転を受ける者の住所、氏名、経営地、所有権の移転時期、対価、対価の支払方法、対価の支払時期、引渡しの時期は議案の記載のとおりです。

位置図は、39 頁から 46 頁までに記載していますのでご確認ください。

また、本日配布しました赤の付箋に所有権移転の分の調査書がありますので、ご確認願います。

この案件につきましては、あっせん案件でございますので、あっせん委員さんより補足説明をお願いします。

議長 24 番です。

7 番委員 農業委員の評価より少し低いですが、反当 180,000 円で成立しています。

議長 続きますして 25 番です。

13 番委員 あっせん回数が 3 回で、反当田が 225,000 円、畑が 80,000 円で成立しています。

議長 続きますして 26 番です。

13 番委員 あっせん回数が 3 回で、反当が 275,000 円と 280,000 円で成立しています。

議長 続きますして 27 番です。  
あっせん回数が 4 回で、ほとんど農業委員会の評価の金額と変わらない金額で成立しています。  
この案件は、7 回ほど他の人に話をしてまとまらなかった経緯があり、時間がかかったということで報告します。

28 番です。

4 番委員 11 月 10 日から 3 月 19 日までであっせん回数 3 回で成立しています。  
総額のみで発表させていただきます。  
総額が、1,679,787 円です。

議長 続きますして 29 番です。

13 番委員 あっせん回数が 4 回で、反当が 225,000 円で成立しています。

議長 続きますして 30 番です。

13 番委員 あっせん回数が 3 回で、田が 238,000 円、畑が 80,000 円で成立しています。

議長 はい、議案第 3 号「農用地利用集積計画の要請について」説明が終わりましたので審議いたします。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。  
議案第 3 号「農用地利用集積計画の要請について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 3 号「農用地利用集積計画の要請について」は、認めると決定しました。

議長 続きますして、日程第 8 議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案 48 頁をご覧ください。  
議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」です。  
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画について、鷹栖町長から計画の適否を求められましたので審議願います。  
利用権の設定について、議案が 49 頁、50 頁になります。  
番号が 103 番から 107 番までの 5 件でございます。  
103 番については、借主変更によるものです。  
104 番については、経営移譲に伴う借り替えです。  
105 番については、貸主の離農に伴う新規の賃貸借です。

106 番については、借主変更によるものです。

107 番については、全借主の離農に伴う新規の賃貸借です。

位置図については、51 頁から 55 頁までに載せてありますのでご確認ください。

利用権を設定する農用地、利用権を設定する者の住所及び氏名、利用権の設定を受ける者、設定する権利の内容は議案に記載のとおりです。

本日配布しました赤の付箋に利用権設定の分の調査書があります。

こちらの調査書で5件の内容を確認しています。

説明は以上です。

議長 はい、議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」説明が終わりましたので審議いたします。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第9議案第5号「下限面積（別段の面積）の設定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、56 頁をご覧ください。

議案第5号「下限面積（別段の面積）の設定について」です。

農地法第3条第2項第5号の規定による平成31年度の下限面積（別段の面積）の設定について、審議を求めるものです。

昨年9月25日開催の第15回定例会で、下限面積については、空き家付農地に農地の集積又は集約に適さない小規模な農地も含め、1筆ごとの指定とし、別段の面積は1アールとして設定し、運用してきました。

平成31年度においても、56 頁の方針のとおり、引き続き、下限面積の設定について、2015 農林業センサスで、鷹栖町内の農家で2ヘクタール以上の農地を耕作している農家が全農家戸数の8割を超えているため、農地法第3条第2項第5号に規定する北海道の下限面積2ヘクタールとする。

ただし、鷹栖町が行う空き家対策に係る農地（農地の集積又は集約に適さない小規模な農地も含む。以下「空き家付農地」という。）に限り、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第17条第2項を適用する。

適用にあたって、今後、農業従事者の減少、高齢化等で空き家付農地が増加することが見込まれるため、新規居住希望者（新規就農者及び耕作希望者も含む。）を受け入れ、耕作放棄地の解消と発生の未然防止に役立て、設定区域及びその周辺の地域における農地の保全及び有効利用を図るものとする。

区域の設定は、空き家付農地について、1筆ごとの指定とし、別段の面

積は1アールとする。

引き続き、以上の方針でよろしいかご審議願います。

なお、現在、XXXXXXXXXXが所有する農地1筆、15番21の畑、396㎡が区域指定しており、売買の手続きが継続中となっています。

説明は以上です。

議長

それでは、議案第5号「下限面積（別段の面積）の設定について」説明が終わりました。

この案件について何が質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第5号「下限面積（別段の面積）の設定について」認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第5号「下限面積（別段の面積）の設定について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第9議案第5号「下限面積（別段の面積）の設定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

議長

続きまして、日程第10議案第6号「鷹栖町農業青年婚活交流会参加費用助成金交付規則（案）の制定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、57頁をご覧ください。

議案第6号「鷹栖町農業青年婚活交流会参加費用助成金交付規則（案）の制定について」です。

鷹栖町農業青年婚活交流会参加費用助成金交付規則を別紙のとおり制定したいので、審議を求めるものです。

議案58頁から59頁までに制定（案）を記載していますので、ご覧ください。

農業後継者対策につきましては、これまで、旭川市、愛別町、鷹栖町で構成する上川中央部農村パートナー推進協議会で、婚活交流会等の開催を行い、対応をまいりました。

平成30年度中に今後のあり方について1市2町で協議の結果、平成31年度においては、交流会を休止することになりました。

農業後継者対策に係る鷹栖町農業委員会としての今後の対応については、昨年7月25日に開催した第1回鷹栖町農業後継者対策推進委員会でご意見を伺い、婚活交流会の参加費用の助成、情報提供等を行っていく方針とし、平成31年度予算において予算化したところです。

今回提案する規則については、婚活交流会の参加費用の助成の要領を制定しています。

助成の内容については、第3条に助成対象者として、婚活交流会に参加した農業青年、第4条に対象費用として婚活交流会の参加料、第5条に助

成金の限度額と回数として、1回当たり3,000円までで1人当たり2回までと規定しています。

なお、平成31年度予算は10人分として60,000円を確保しています。

説明は以上です。

議長

それでは、議案第6号「鷹栖町農業青年婚活交流会参加費用助成金交付規則（案）の制定について」説明が終わりました。

この案件について何が質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第6号「鷹栖町農業青年婚活交流会参加費用助成金交付規則（案）の制定について」認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第6号「鷹栖町農業青年婚活交流会参加費用助成金交付規則（案）の制定について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第11議案第7号「鷹栖町農業委員会会長専決規程の一部を改正する規程（案）について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、60頁をご覧ください。

議案第7号「鷹栖町農業委員会会長専決規程の一部を改正する規程（案）について」です。

鷹栖町農業委員会会長専決規程の一部を改正する規程（案）について、審議を求めるものです。

議案61、62頁に一部改正（案）を記載していますので、ご覧ください。

第3条に第10号「法第43条の規定による届出に係る受理又は不受理の決定並びに当該届出者に対する通知の交付に関すること。」を追加する内容です。

法第43条については、本日配布の緑の付箋がついた書類をご覧くださいののですが、農作物栽培高度化施設（コンクリ農地）に係る届出について、当該届出の処理については会長専決事項であるため、第10号を追加し、事務処理ができるようにする内容になっています。

事務処理の流れについては、ご覧いただいている書類のとおりです。

説明は以上です。

議長

それでは、議案第7号「鷹栖町農業委員会会長専決規程の一部を改正する規程（案）について」説明が終わりました。

この案件について何が質疑ございませんか。

7番委員

今までは、コンクリートにするには、転用が必要だったということですか。

事務局長

今までは、転用手続きが必要でした。

今回から届出で良いことになっています。

議長

今まで、転用手続きをしていなくて今回この制度に該当させてほしいと



言われたときにどのように対応するのか。

事務局長

これから事例が出てくると思うので、確認させていただきます。

次回の定例会で報告します。

5 番委員

届出をして、その後やめるときに、撤去するまで強制されているか確認してほしい。

事務局長

次回定例会で報告します。

議長

他にありますか。

委員

無しの声

議長

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 7 号「鷹栖町農業委員会会長専決規程の一部を改正する規程（案）について」認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第 7 号「鷹栖町農業委員会会長専決規程の一部を改正する規程（案）について」は、認めると決定しました。

議長

日程については以上になります。

その他に入ります。

事務局長

「次回の定例会について」ですが、4 月 25 日木曜日、17 時からとさせていただきますが、よろしいでしょうか。

委員

無しの声

事務局長

第 22 回定例会は、4 月 25 日木曜日、17 時から定例会でよろしく申し上げます。

2 の農地移動適正化あっせん経過報告についてです。

平成 30 年度あっせん業務、お疲れ様でした。

青の付箋がついた、あっせんの経過報告書類に本日までの実績を載せてありますので、ご確認願います。

なお、あっせんが成立せず、平成 31 年度も引き続き、申出を予定している農地所有者には、平成 31 年度での申出の手続きが必要になりますので、事務局からも農地所有者にお知らせしますが、農業委員からもお知らせ願います。

3 の農業委員の委員欠員に係る補充についてです。

町長との協議の結果、次の日程で補充する予定です。

募集期間は 4 月 10 日から 5 月 10 日までの約 1 か月間を予定しています。

広報及び町ホームページで周知します。

諸手続きを終え、6 月中旬に予定している 2019 年第 2 回議会定例会で同意を得る計画をしていますので、よろしく申し上げます。

最後に主な関係機関の日程ということで、把握している分を載せていますので、ご確認願います。

以上です。

議長

それでは、以上をもって第 21 回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。